a　平成23年から平成27年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から、次の算式によつて算定した数を控除した数

算式

$a_1 \times a_2 + a_3 \times a_4 + a_5 \times a_6$

ただし、 $a_1 \times a_2$ 、 $a_3 \times a_4$ 及び $a_5 \times a_6$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a_1　平成23年から平成27年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の病院部門職員数（「地方公共団体定員管理調査」の「部門別職員数」の「病院」欄の数とする。以下この表において同じ。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_2　当該団体が経営する病院事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成23年度から平成26年度の各年度における料金収入（「入院収益」及び「外来収益」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（「医業費用」及び「医業外費用」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とする。）

a_3　平成23年から平成27年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の水道部門職員数（「地方公共団体定員管理調査」の「部門別職員数」の「水道」欄の数とする。以下この表において同じ。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_4　当該団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成23年度から平成26年度の各年度における料金収入（法適用企業における「給水収益」及び法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とする。）

a　平成24年から平成28年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から、次の算式によつて算定した数を控除した数

算式

$a_1 \times a_2 + a_3 \times a_4 + a_5 \times a_6$

ただし、 $a_1 \times a_2$ 、 $a_3 \times a_4$ 及び $a_5 \times a_6$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a_1　平成24年から平成28年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の病院部門職員数（「地方公共団体定員管理調査」の「部門別職員数」の「病院」欄の数とする。以下この表において同じ。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_2　当該団体が経営する病院事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成24年度から平成27年度の各年度における料金収入（「入院収益」及び「外来収益」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（「医業費用」及び「医業外費用」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とする。）

a_3　平成24年から平成28年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の水道部門職員数（「地方公共団体定員管理調査」の「部門別職員数」の「水道」欄の数とする。以下この表において同じ。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_4　当該団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成24年度から平成27年度の各年度における料金収入（法適用企業における「給水収益」及び法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とする。）